

1 請願の要旨

1. 公立学校に1年単位の変形労働時間制を導入するための条例制定をおこなわないこと。
2. 教職員の勤務状況を改善し、子どもたちにゆきとどいた教育を保障するために、少人数学級の実施や教職員の増員など、教育環境の改善をおこなうこと。

2 理由

2019年の臨時国会において、都道府県の条例によって、公立学校教員に「1年単位の変形労働時間制」を導入するための「給特法一部改正法」が可決されました。

厚生労働省の調査（H30(2018)年）によれば、小・中・高・特別支援学校の全ての校種を含めた教職員の1日の勤務時間の平均は、11時間17分（所定勤務時間は7時間45分）となっています。また、和歌山県教育委員会が実施した「教員の勤務時間実態把握調査」（R1(2019)年）によると、学内総勤務時間が週60時間以上のいわゆる過労死ライン（月あたりの時間外勤務が80時間以上）で働く教職員は県立校（高校・特別支援・県立中）で9.4%、小学校6.8%、中学校14.9%という状況でした。

県内の教職員からは、「授業準備の時間が十分にとれない」「子どもにゆとりをもって接することができず不安」などの悲痛な声が寄せられ、学校現場の長時間勤務は教職員の健康問題にとどまらず、子どもたちへのゆきとどいた教育を困難にさせていることが明らかとなっています。

公立学校教員への1年単位の変形労働時間制は、長期休業期間中に休日のまとめ取りをさせることを目的とし、業務の繁閑のある職場において、指定した期間内で平均すれば週38時間45分以内となることを条件に、繁忙期の勤務時間を1日10時間まで延長することを認める制度です。

この制度は、文科省が「教師の業務や勤務時間を縮減するものではない」と明言しているように、教員の負担は軽減せず、逆に「8時間労働」の原則が壊されてしまうことで健康を脅かし、同時に、超過勤務の実態を覆い隠してしまうおそれがあります。また一度設定した勤務日、勤務時間の変更ができないなど、突発的な出来事の多い学校職場にはなじまない制度です。「目的」とされている「休日のまとめ取り」については、和歌山県は全国に先駆けて「学校閉庁日」を設けており、この点においてもメリットはありません。

教職員の長時間過密労働を解消し、子どもたちにゆきとどいた教育を保障するためには、少人数学級をいっそうすすめることや、教職員定数の抜本的改善が不可欠です。

令和2年9月11日

和歌山県議会議長 岸本 健 様

請願者

郵便番号 640 - 8269

住所 和歌山市小松原通 3-20

電話番号 073-423-2261

和歌山県教職員組合

執行委員長 武田 正和



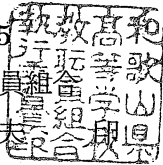
郵便番号 640 - 8241

住所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁 50

電話番号 073-432-6355

和歌山県高等学校教職員組合

執行委員長 東山 邦夫



郵便番号 641-0036

住所 和歌山市西浜 3-6-1

電話番号 073-444-0158

和歌山県高等学校教職員組合

執行委員長 藤田 浩

